

「こども性暴力防止法」施行に係る留意事項

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」（以下「法」という。）の施行（2026年12月25日）に伴い、児童等（幼児、小学生、中学生、高校生、高等専門学校第1～3年次生、専修学校（高等学校）の学生）に対して教育、保育等を提供する学校設置者等*¹及び認定事業者等*²（以下「対象事業者」という。）においては、以下の性暴力を防ぐための取組が求められます。

■対象事業者に求められる取組

- ・日頃から、児童等を性暴力から守る環境づくりを進めること。
- ・児童等と接する業務に就く人に、特定性犯罪前科の有無を確認（以下、「犯罪事実確認」という。）すること*³。
- ・性暴力のおそれがある場合は、児童等と接する業務に就かせないようにすること。

対象事業者を活動先とする実習（授業のほか、インターンシップやボランティア活動、クラブ・サークル活動等を含む）に参加する学生についても、犯罪事実確認が求められる場合がありますので、以下の通り留意事項をお知らせします。

■留意事項

- ・皆さんが参加する実習が、児童等と一対一になることが予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が児童等に対して支配性、継続性及び閉鎖性を有するものである場合、対象事業者が皆さんの犯罪事実確認を行う可能性があります。また、対象事業者が、実習前に皆さんに対して、特定性犯罪前科がない旨の誓約書の提出を求める可能性があります。なお、犯罪事実確認の申請は対象事業者がこども家庭庁に行いますが、申請に際しては、皆さん本人が戸籍情報を同庁に提出する必要があります。
- ・特定性犯罪前科があることが確認された場合、児童等と接する実習に参加できないことになり、その結果、資格の取得ができなくなる可能性があります。また、実習が必修科目になっている学部・研究科においては、卒業・修了ができなくなる可能性があります。

本学は、『立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言』（以下、『宣言』という。）において、キリスト教に基づいて人格を陶冶し、人間の尊厳を自覚する教育をおこなうことを、表明しています。

児童等への性暴力等は、児童等の尊厳を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであり、絶対に防がなければなりません。本学は『宣言』に則り、すべての児童等が安心して教育・保育を受けられるように、実習に参加する学生に対し、法の周知及び研修を実施して参ります。

■参考

- ・ こども家庭庁 HP

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

- ・ 立教大学ヒューマン・ディグニティ宣言

<https://www.rikkyo.ac.jp/news/2021/04/mknpps000001jk45.html>

■問い合わせ先

実習やプログラムを設置・運営する学部・研究科や部署等にお問い合わせください。

■注

* 1 学校設置者

学校教育法上の設置・認可及び認定こども園法又は児童福祉法上の認可等の対象となっている以下の事業者。

- ・ 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
- ・ 専修学校（高等課程）
- ・ 認定こども園
- ・ 児童福祉施設（保育所、指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
- ・ 児童相談所（一時保護施設を含む）
- ・ 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）
- ・ 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）

* 2 認定事業者

学校設置者が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されているものとして、こども家庭庁に認定された以下の民間教育保育等事業者。

- ・ 学校教育法に規定される専修学校（一般課程。簿記学校、製菓学校等）及び各種学校（准看護学校、助産師学校、インターナショナルスクール等）
- ・ 学校教育法以外の法律に基づき学校教育に類する教育を行う事業（高等学校の課程に類する教育を行うもの。公共職業訓練中卒者向けコース等）
- ・ 児童福祉法上の届出の対象となっているもの等（放課後児童クラブ、一時預かり事業・病児保育事業、子育て短期支援事業、認可外保育施設、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、意見表明等支援事業等）
- ・ 障害児を対象とした障害者総合支援法上に規定されるもの（居宅介護事業、同行援

護事業、行動援護事業、短期入所事業、重度障害者等包括支援事業等)

- ・児童に技芸又は知識の教授を行う民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ、ダンススクール等）

* 3 犯罪事実確認の対象となる特定性犯罪

次の性犯罪について、一定期間内（①拘禁刑（服役）＝刑の執行終了等から20年、②拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）＝裁判確定等から10年、③罰金＝刑の執行終了等から10年）の前科が確認対象。

○刑法

不同意わいせつ（176条）／不同意性交等（177条）／監護者わいせつ及び監護者性交等（179条）／不同意わいせつ等致死傷（181条）／16歳未満の者に対する面会要求等（182条）／強盗・不同意性交等及び同致死（241条1項・3項）

○盗犯等の防止及び処分に關する法律

常習特殊強盗致傷（4条）

○児童福祉法

淫行をさせる罪（60条1項）

○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

児童買春（4条）／児童買春周旋（5条）／児童買春勧誘（6条）／児童ポルノ所持・提供等（7条）／児童買春等目的人身売買等（8条）

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的姿態等撮影（2条）／性的影像記録提供等（3条）／性的影像記録保管（4条）／性的姿態等影像送信（5条）／性的姿態等影像記録（6条）

○都道府県の条例で定める罪であって、次に掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

- ・みだりに人の身体の一部に接触する行為
- ・正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、写真機等を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
- ・みだりに卑わいな言動をする行為／児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

以上